

さっぽろ地域コミュニティ検討委員会設置要綱

〔平成27年7月10日
市民まちづくり局長決裁〕

(設置)

第1条 町内会等地域コミュニティ活性化に向けた方策について、必要な事項を検討するとともに、当該事項について意見交換を行うため、さっぽろ地域コミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

- 第2条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。
- 2 委員会に委員長、副委員長を置く。
 - 3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から1年とし、再任を妨げない、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。
 - 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(謝礼)

第6条 委員には、会議出席ごとに謝礼を支払う。

(部会等)

第7条 委員会に、必要に応じ部会等を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。